

## 薬局従事者に対する慰労金支給について

神奈川県薬剤師会 会長 鶴飼典男

神奈川県薬剤師連盟 会長 川田 哲

本日、神奈川県知事から薬局従事者に対する慰労金（新型コロナウイルス関連）支給に関する発表がありました。

神奈川県は本年9月2日に「令和2年9月補正予算案」を発表し、その中で薬局薬剤師に対する慰労金の支給を盛り込み、10月13日に県議会は予算案を可決、成立させました。その際には薬局に従事する事務員は支給対象となっていませんでした。

しかしながら、本日11月20日の知事の定例記者会見で、薬剤師と同じく薬局で患者対応などにあたる事務員にも薬剤師と同様に慰労金を支給することが盛り込まれた「令和2年度11月補正予算案」が発表されました。この予算案が可決され、成立することにより、薬局に従事するすべての職員の日頃の労苦が報われ、コロナ禍においても一体感をもって薬局業務に従事できる環境が整うものと受け止めております。こうした県の対応に深く感謝するものであります。

そもそも、これらは、国の第二次補正予算の中で、医療従事者に対する慰労金の支給対象から薬局薬剤師が外れていたことに対し、神奈川県薬剤師会及び神奈川県薬剤師連盟が神奈川県に働きかけるとともに、与党議員団への政党要望ヒアリング会において強く訴えた事により、神奈川県に理解して頂いた結果であります。

なかでも、今回の慰労金支給決定には、自民党及び公明党の神奈川県議会議員の皆様のご助力が大きく、深く感謝しております。

これも日ごろから神奈川県薬剤師会及び神奈川県薬剤師連盟の活動をご支援いただいています会員の皆様のおかげである事は言うまでもありません。

今後とも、薬剤師会・薬剤師連盟の活動をご理解たまわり、さらなるご協力をいただけますようお願い申し上げます。

なお、薬局薬剤師に対する慰労金の支給については、その詳細にかかわる内容や申請方法等に関する情報は、本日11月20日付けで各保険薬局に通知されるとともに、神奈川県のホームページにも掲載されます。また、神奈川県薬剤師会のホームページにも速やかに掲載いたしますので、ご活用いただきますようお願い致します。